

京都府水洗化総合計画 2015 (水環境政策のグランドデザイン)(仮称)に係る  
有識者会議設置要領

(設置)

第1条 京都府において策定する「京都府水洗化総合計画 2015 (水環境政策のグランドデザイン)(仮称)」(以下「計画という。」)について有識者の意見を聴取するため、計画に係る有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

(委員の役割)

第2条 有識者会議の委員は、計画策定に当たり、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 市町村の水洗化施設(下水道、浄化槽及び農業集落排水等生活排水を処理する施設をいう。以下同じ。)整備計画に関すること。
- (2) 将来(概ね20年後)における水洗化施設のあり方に関すること。
- (3) その他計画の策定に当たり必要と認められる事項

(委員)

第3条 有識者会議の委員は、学識経験を有する者5名以内とする。

- 2 委員の任期は、平成28年3月31日までとする。
- 3 有識者会議に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、有識者会議の議事を運営する。

(会議)

第4条 有識者会議は、知事が招集する。

(委員以外の者の出席)

第5条 知事は、必要があると認めるときは、有識者会議に専門的事項に関し学識経験を有する者その他の関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、有識者会議で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府が公表した情報については、この限りではない。

(会議の非公開等)

第7条 有識者会議については、原則として公開とする。ただし、知事が必要と認めた場合は非公開とすることができる。

- 2 水洗化施設を所管する部の職員は会議に同席し、資料作成、事業説明等を担当する。
- 3 職員その他有識者会議の場に出席した者は、会議で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府が公表した情報については、この限りではない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成27年7月7日から施行する。